

議案第 21 号

三田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

三田市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 2 月 1 8 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市水道事業給水条例の一部を改正する条例

三田市水道事業給水条例（昭和43年三田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項を次のように改める。

（料金）

第26条 料金は、次の各号の表に定める基本料金及び従量料金の合計額に同額に係る消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の規定による税額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定による税額を加えた額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 一般用及び公衆浴場用の水道の使用に係る基本料金及び従量料金（1箇月につき）

用途	区分 メーター口径	基本料金	従量料金 (使用水量1立方メートルにつき)					
			第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段
一般用(公衆浴場用及び臨時用以外のもの)	20ミリメートル以下	1,100円	10立方メートルまでの分 15円	10立方メートルを超え、 20立方メートルまで	20立方メートルを超え、 30立方メートルまで	30立方メートルを超え、 50立方メートルまで	50立方メートルを超え、 100立方メートルまで	100立方メートルを超える分 350円

をいう。)				で の 分 150円	で の 分 180円	で の 分 240円	で の 分 290円
	25ミリメートル	1,790円	20立方メートルまでの分 150円				
	30ミリメートル	4,670円					
	40ミリメートル	5,930円					
	50ミリメートル	13,480円					
	75ミリメートル	27,860円					
	100ミリメートル	47,630円					
	150ミリメートル	130,320円					
公衆浴場用	—	300立方メートル以下 13,480円		300立方メートルを超える分 70円			

(2) 臨時用の水道の使用に係る基本料金及び従量料金

基本料金	従量料金(1箇月につき・使用水量1立方メートルにつき)
6,800円	700円

第26条に次の1項を加える。

3 管理者は、安定給水の確保に関する動向、社会経済情勢等を勘案し、概ね5年ごとに料金体系について検証し、その結果必要な措置を講じるものとする。

第27条中「(料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が2箇月ごとに定めた地区と日をいう。)」を「(地区ごとに料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が2箇月ごとに定めた日をいう。以下同じ。)」に改める。

第30条を次のように改める。

(特別な場合における料金の算定)

第30条 第26条第1項第1号の表に規定する水道料金については、水道の使用を開始した場合の料金はその使用開始の日の直後の隔月定例日に計量した使用水量をもつて、水道の使用をやめた場合の料金は第21条第1号の届出があつた日以後に使用水量を計量し、その計量した使用水量をもつて、別に管理者が定めるところにより日割計算により算定する。

第33条中「納入通知書」の次に「若しくは口座振替」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三田市水道事業給水条例第26条第1項及び第30条の規定は、施行日以後を始期とする使用期間に係る水道料金について適用し、施行日前を始期とする使用期間に係る水道料金については、なお従前の例による。